

### 業 務 案 内

## 年末年始の役場・施設休業日、ふれあいバス・当江線運行ダイヤのお知らせ

出生、死亡、婚姻届等、戸籍関係の届出は年末年始の休業に関わらず、本庁舎の警備員室で受け付けます。

▼問合せ 総務課総務係 (☎ 23 - 2330)

### ■ 施設休業日

#### 12月31日～1月5日休業

- ・役場本庁舎 ・第2庁舎
- ・太美出張所 ・ゆとろ
- ・子ども発達支援センター
- ・保育所 ・子どもプレイハウス

#### 12月30日～1月6日休業

- ・総合体育館 ・世紀会館
- ・西当別コミュニティーセンター
- ・白樺コミュニティーセンター
- ・学習交流センター

#### 1月1日・2日休業

- ・みどりヶ丘葬苑

### ■ 一般家庭ごみ収集休業日

#### 12月31日～1月2日休業

ステーション収集(ごみカレンダー参照)

#### 12月28日～1月5日休業

北石狩衛生センター自己搬入粗大ごみ受け付け

### ■ し尿汲み取り休業日

#### 12月28日～1月5日休業

12月18日までの申込み分は年内に汲み取ります。

#### ▼申込み

当別清掃社 (☎ 22 - 3056)

### 当別ふれあいバス・当江線 運行ダイヤ

#### ▼当別ふれあいバス

- ・運休 1月1日
- ・土日祝日ダイヤ  
12月31日～1月5日
- ・通常運行 1月6日～

#### ▼当江線

- ・運休 12月31日～1月5日
- ・通常運行 1月6日～

▼詳細 美しいまちづくり係  
(☎ 23 - 3042)  
(有)下段モータース  
(☎ 23 - 2630)

### 納 税

## 困ったときの納税Q&A

**Q** 町税を口座振替にしていますが、残高不足で引き落とされなかった場合には、どうしたらよいのでしょうか？

**A** 納期限後に、再び口座振替の処理は行っていません。ご質問のような場合は、納期限から約1週間以内に納付書を送付いたしますので、役場または金融機関、コンビニで納付してください。

▼問合せ 納税課納税係  
(☎ 23 - 2341)

### 町税に関する夜間納税相談

夜間でなければ納税の相談をすることができない方のために、夜間納税相談窓口を開設しています。

#### ■ 今月の夜間納税相談窓口

12月12日(木)・26日(木)  
(19時30分まで)

### 納 税

## 12月は町税滞納整理強調月間

町税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っており、福祉や教育、道路整備など、様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。町税の納期が過ぎても納めていない人は、速やかに納税してください。

当別町では、町税滞納額の圧縮と収納率の向上をめざし12月を滞納整理強調月間として滞納整理に取り組みます。

所得や財産があるにもかかわらず納税しない滞納者には、滞納処分(給与・預貯金・生命保険・不動産などの財産の差押)を実施することがあります。

なお、病気や失業などの事情により直ちに納税できない方は、納税課納税係までご相談ください。

▼問合せ 納税課納税係  
(☎ 23 - 2341)

### 資 格 更 新

## 排水設備工事責任技術者 資格登録の更新について

排水設備工事責任技術者資格登録者は5年ごとに更新が必要です。対象者には、実施案内等を郵送しております。期間内に手続きを行ってください。

#### ▼対象者

平成21年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方、または資格登録期間が平成26年3月31日で満了する方。

#### ▼受付期間

平成26年1月10日(金)～17日(金) 9時～15時30分

▼更新方法 手続き終了後、更新用テキストを配付します。

#### ▼手数料

6,000円(更新手数料及び資格認定証交付手数料として)

▼問合せ 上下水道課業務係  
(☎ 22 - 2411)

## 町政功労者逝去

### ●弘本英一さん（金沢）

平成25年10月26日逝去(87歳)  
昭和49年町政功労者賞受賞

### ●経歴

消防団員、民生委員を歴任され、町政発展のために寄与されました。ご冥福をお祈りいたします。

## 施設

### 「ゆとろ」高齢者福祉センター (入浴施設等) をご利用ください

高齢の方の心身の健康増進と生きがいづくりを進めるため、「ゆとろ」では入浴施設、研修室などを開放しています。ぜひ、ご利用ください。

▼対象者 60歳以上の町民

#### ▼利用できる日時

・入浴施設

月・金曜日、12時～17時

・カラオケ利用

月・水・金曜日、12時～17時

・研修室(囲碁・将棋)、談話ホール

月～金曜日、8時45分～18時

#### ▼利用料

・入浴施設 200円

・カラオケ、研修室 無料

#### ▼その他

・利用した際のゴミの持ち帰りにご協力願います。

・ゆとろ休館日(祝祭日・年末年始)は利用できません。

・入浴施設とカラオケは、月・金曜日が祝祭日の場合は、それぞれ翌火・前木曜日に利用できます。

・上記にかかわらず敬老の日は、入浴施設、カラオケ、研修室などが利用できます(敬老の日の翌火曜日は、利用できません)。

▼問合せ 福祉課福祉係

(ゆとろ内・☎23-3019)

## 調査

### 工業統計調査を実施します

この調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的として、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に行われます。調査結果は、中小企業施策や地域振興のための基礎資料として利活用されます。

調査対象事業所には、本年12月中旬から来年1月中旬にかけて調査員が伺います。調査に対するご理解とご協力をお願いいたします。

#### ▼調査期日

平成25年12月31日(火)

▼対象 製造業を営む従業員4人以上の事業所

▼問合せ 総務課総務係  
(☎23-2330)

## 募集

### 太陽光発電向け土地・屋根の情報を紹介しています

北海道石狩振興局では、太陽光発電パネル設置のために土地や屋根を貸したい方の情報をホームページで紹介しています。

掲載条件など、詳しくはお問い合わせください。

#### ■石狩振興局ホームページ

<http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/energy/solar.htm>

▼問合せ 北海道石狩振興局商工労働観光課(☎011-204-5179/E-mail:ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp)

## 固定資産

### 申告は忘れずに 償却資産・宅地・家屋変更の届出

#### ①償却資産の申告

事業用償却資産の所有者には、固定資産税(町税)が課税されます。

##### ・対象

平成26年1月1日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産(税務会計上、減価償却資産の対象とすべき資産など)を所有の方。昨年と資産内容に変更がない方、事業を廃止した方も必ず申告してください。

#### ②宅地に変更があった場合の申告

住宅用地に対する固定資産税の課税標準は、特例により価格の3分の1(200㎡までの小規模住宅用地は6分の1)になります。ただし、認定には所有者の申告が必要です。

##### ・対象

平成26年1月1日現在、住宅の新築、増改築(2世帯住宅になった方等)、滅失などで土地の利用状況が変わった方。

#### ③家屋に関する届出

増築や一部取り壊しで建物の面積に変更があった場合は連絡をください。家屋を取り壊したり未登記家屋の名義を変更したときは、届出書の提出が必要です。届出がないと、所有していない家屋に固定資産税が課税される場合があります。

##### ・対象

平成26年1月1日現在、家屋の増築、滅失や所有者が変わった方。

#### ▼各提出期限

平成26年1月31日(金)

▼提出先・詳細 税務課資産税係  
(☎23-2330)

### サービス

#### 各種サービスを実施しています

町では、各種サービスを実施しています。

#### 除雪サービス

##### ◆内容

玄関先から公道までの生活路（1m幅）の除雪を行います（12月から3月まで）。

##### ◆対象

65歳以上のひとり暮らしの高齢者、いずれかが65歳以上の高齢者夫婦世帯、重度（1・2級）身体障がい等のある方で、自力での除雪ができない町内に在住する町民税非課税世帯、もしくは均等割のみ課税されている世帯

##### ◆料金 一冬 7,000円

（生活保護世帯は 3,000円）

#### 緊急通報サービス

##### ◆内容

緊急通報装置を貸与し、緊急事態が発生したら外部へ連絡ができます。

##### ◆対象

65歳以上のひとり暮らしの高齢者（町民税非課税世帯）

##### ◆料金 通報にかかる通話料のみ

#### 配食サービス

##### ◆内容

食の確保と安否確認のため夕食を配達（週5日以内）します。

##### ◆対象

65歳以上のひとり暮らしの高齢者など

##### ◆料金 一食 400円

##### ▼問合せ

地域包括支援センター

（ゆとろ内・☎ 25 - 5152）

福祉課介護サービス係

（ゆとろ内・☎ 23 - 3029）

### 特定健診

#### 特定健診で腎臓の働きを確認しましょう

病気を予防するため、家庭血圧と併せて年に一度特定健診を活用し、腎臓の状態も見ていくことが重要です。特に「尿蛋白」は初期の腎臓病を示す重要なサインです。

##### ▼巡回ドック日程・場所（1月）

・平成26年1月22日（水）

西当別コミュニティーセンター  
・平成26年1月23日（木）、24日（金） ゆとろ

##### ▼受付時間 7時30分～9時30分

▼対象者 当別町国民健康保険加入者で40～74歳まで

▼検診の種類・料金 特定健診とがん検診を同時に受診できます。検査項目によって料金が異なります。※事前予約が必要です。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 4044）

### 税務

#### 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

平成26年1月から、個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含む）に必要となります。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（[http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kojin\\_jigyo/](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kojin_jigyo/)）に掲載されていますので、ご覧ください。

▼問合せ 札幌北税務署

（☎ 011 - 707 - 5111）

### 農業委員会

#### 農業委員会委員選挙人名簿登録申請を忘れずに

農業委員会事務局から12月中旬に「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」を各地区農事組合長を通して配布します。

平成26年1月1日現在で下記要件を満たす方は、必要事項を記載し、各地区農事組合長へ提出してください。

##### ▼要件

①町内に住所があり、満20歳以上の方（平成6年4月1日以前に生まれた方）

②現在30アール以上の農地を耕作している農業経営主

③農業経営主の配偶者または同居の親族で、年間60日以上農業に従事している方

※登録要件を満たしているのに申請用紙の配布が無い方は、ご連絡ください。

※要件が満たされていても名簿記載がなければ、投票もリコールの請求もできませんのでご注意ください。

##### ▼提出期限

平成26年1月10日（金）

※土日、年末年始は閉庁日となっておりますので、役場庁舎警備員室で受付します。

##### ▼問合せ

農業委員会事務局

（第二庁舎内・☎ 23 - 3279）

